



2011
広報

なちかつうら

Nachikatsuura



— 主な内容 Contents —

自衛隊の皆様
ありがとうございました

町を襲った台風12号。災害直後から人命救助等災害復旧にご活躍いただきました。

町民の皆様へ P2
台風災害 P3 ~ P6
議会だより P7
健康行事 P8
お知らせ P9 ~ P11
トピックス P12

<http://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp>

11

第296号
(再生紙使用)



9月9日 野田総理大臣に被害状況を説明

町民の皆様へ

はじめに、このたびの台風12号による土砂災害、水害により犠牲となられました方々のご冥福をお祈り申し上げます。

また、家屋の流失や浸水、家財の流失、農地の冠水等の被害を受けられた方々に対し、心からのお見舞いを申し上げます。

台風12号は9月3日10時頃に高知県に上陸し、その後ゆっくり北上して四国、中国地方を縦断し、4日未明に日本海へ進みました。台風の動きが遅かったため広範囲で雨が降り続き、特に紀伊半島を中心に大量の降水量を記録し、本町では全域で家屋等に浸水被害が発生しました。

土砂災害、河川の氾濫により、25名の方がお亡くなりになり、いまだに1名の方が行方不明となっております。特に那智川沿いで甚大な被害が出たことは皆様ご承知のとおりであります。

「想定外」という言葉を使えばおしかりをいただくかもしれませんが、正直申しましてこのような災害が起ころうとは全く予想できませんでした。悔やんでも悔やみきれませんが、この大きな犠牲を払った事実を教訓に、今後の防災対策に活かしていかなければなりません。

災害発生から2ヶ月が経過した今、断水、停電、電話不通といったものは徐々に解消されていき、ボランティアや自衛隊、他自治体派遣職員の協力により、がれきや泥はかなり無くなりましたが、いまだに通行不能箇所は多数あり、市野々小学校や井関保育所の再開はめどが立たず、自宅に戻れない方々の避難所生活も続いております。

私は、この大きな自然災害に対処するため、一日も早い復旧・復興に努めてまいります。町民の皆様におかれましても、助け合い、支え合う町“那智勝浦町”として一つになり、この難局を乗り切るためのご協力をお願い申し上げます。

那智勝浦町長 寺本 真一

町を襲った台風12号の脅威 残された災害の大きな爪痕

9月2日から降り始めた雨は、台風12号の進行速度が遅かったため、長時間にわたって降り続き、和歌山県、奈良県、三重県等の紀伊半島を中心に記録的な豪雨をもたらしました。この豪雨により、三県では河川の氾濫、土砂災害など大きな被害を受けました。当町でも9月4日未明、町内各地で河川が氾濫して家屋の倒壊、浸水、道路の崩落などの多くの被害が発生しました。また那智山、市野々、井関、色川地区では土砂崩れ、土石流が発生し、多くの家屋を飲み込み、未曾有の大災害となりました。

この災害により、町内では25名の方が犠牲となり、今なお1名の方が行方不明（10月15日現在）となっています。また、家屋の倒壊、

浸水の被害にあい、自宅で生活することが困難となり、現在でも避難所で生活されている方もいらっしゃいます。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、この災害で被害にあわれた方々に心からお見舞い申し上げます。

現在は、すでに復興への道のりを歩み始めています。以前の那智勝浦町に戻るまでには長い年月が必要となりますが、一日も早い復興に向けて一丸となって頑張っていきますので皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。



市野々地区の平野川上流から流れ落ちた大量の土石流。この土石流が数件の家屋をのみこみ那智川まで流れ落ちた（9月4日撮影）



01 井関地区魚の首付近。電柱がなぎ倒され、県道が川になつてゐる。02 井関地区県道。那智川の氾濫により、車、家屋、看板等が流され道をふさいでゐる。03 川関地区県道。県道、田畑等あたり一面水がたまつており、土砂、ゴミ等が大量に流れつゐてゐた。04 川関地区旧道。県道より低い川関の旧道に大量の土砂、岩、流木が流れ込んでゐた。05 川関地区川関橋。那智川を

流れた大量の流木が橋げたに引っ掛かり、橋が落ちかけてゐる。06 井関地区源道橋から見た県道那智勝浦古座川線。金山谷川から大量の土石流が県道まで流れおちてゐる。県道那智勝浦古座川線は、10月15日現在も通行不可となつてゐる。07 井関地区県道。土石流で本来の那智川の流れが変わつてしまひ、道路が川になつてしまつてゐる。

那智山、市野々、

井関、八反田、川関地区

9月4日未明、那智川が氾濫。併せて数か所で土砂崩れ、土石流が発生し、多くの家屋が倒壊、浸水等の被害を受けました。また、道路等も数か所で崩落、土砂の堆積等により通行が不可能となり、避難所となつてゐた市野々小学校や那智山地区、井関地区西山、金山等が一時孤立する事態となりました。また、この地域では、死者24名、行方不明者1名、浸水家屋多数と大きな被害を受けました。



08 井関地区県道。大量のゴミが流れ着く。09 井関地区町営住宅付近。橋に流木等がたまり、川の流れが変わっている。10 市野々地区かまぼこセンター裏。大量の土石流が流れ落ちていく。11 那智山地区。数か所で土砂崩れの跡が見える。12 曼荼羅の郷河川公園。川側が大きく崩落し

ている。13 市野々地区市野々小学校横旧道。大量の流木が土石流とともに流れついている。14 熊野那智大社。那智大社でも裏山が崩れ、社殿にまで土砂が流れ込んでいく。15 那智の滝滝壺。那智の滝にも大きな土石が流れ落ち、滝壺の景色が変わってしまっている。



01 色川檜原地区。山のかなり上から土砂崩れが発生している。02、03 色川南平野地区。山の上から崩れてきた土砂が家屋、電柱をなぎ倒し、下まで流れ落ちている。04、05 色川口色川地区。大量の土石が流れ込んでおり、口色川地区でも多くの家屋が被害

を受けている。06 太田西中野川地区。太田川の氾濫による水になぎ倒された電柱が県道に倒れている。07 太田市屋地区。あたり一面池のように水が溜まっている。08 太田南大居地区。見渡す限り水が流れ込んでおり、家屋の1階部分がほぼ水没している。

色川、太田、下里地区

色川地区では、8月30日から9月6日までの降水量が1,100mmを越え、記録的な大雨となりました。

この影響で地区内では道路の崩落、土砂崩れ等が発生し、現在でも数か所で通行不可となっています。色川地区でも、土砂崩れにより1名の方が亡くなりました。

また、太田、下里地区では、降り続く大雨の影響で上流にある小匠ダムが飽和状態となり、9月4日午前0時ごろより非常放流を開始。その後、後も降り続く大雨の影響で太田川が氾濫。太田地区と下流の下里地区を含めて多数の家屋が浸水し、被害の大きいところでは、家屋の2階部分まで水没してしまうほどの被害となりました。

議 会 だ よ り

町議会第三回定例会

平成二十三年町議会第三回定例会は、九月六日に開会しましたが、九月二日から四日にかけての豪雨災害による被害の甚大さを考慮し、当初予定していた会期を大幅に延長。十月二十日までの四十五日間の会期で行われました。

この議会には、平成二十二年一般会計などの決算認定を初め、平成二十三年一般会計などの補正予算、条例の制定・改正、教育委員会委員の任命、人権擁護委員の諮問などが上程されました。

また最終日には、四名の議員の発議により、議会議員の期末手当を現任期中は支給しないこととする条例改正案が提出されました。

(議会の概要)

◆平成二十二年各会計の決算認定
平成二十二年一般会計を初め、十五件の決算が上程され、審議の上認定されました。

◆平成二十三年各会計補正予算
平成二十三年一般会計補正予算

(第六号) (第八号) は、合わせて一六億九千二百二十七万八千円を追加しました。そのほとんどが豪雨災害関連によるもので、総額八十八億三千七百三十六万二千円となります。

その内訳は、災害弔慰金、災害見舞金や町有施設の復旧に関する費用、避難所運営費用や災害ゴミの処理費用など、多岐にわたっています。

また豪雨災害関連では、上水道・簡易水道・下水道の各会計の補正予算も審議され、それぞれ可決されました。

◆条例の制定・改正

新たに暴力団排除条例が制定されました。

また、税条例など二つの条例が改正されました。

◆財産の取得・処分

消防署・消防団にそれぞれ消防ポンプ車を購入することについて審議され、可決されました。

また、町有地を那智勝浦道路(川関市屋間)用地として売却する議案についても、審議の結果可決されました。

◆固定資産評価審査委員会委員の選任

固定資産評価審査委員会委員につ

いて、町内下里 濱口 憲一氏が選任同意されました。

◆教育委員会委員の任命

教育委員会委員について、町内朝日 土佐 修平氏が任命同意されました。

◆人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員について、町内天満 木戸 浩二氏、町内下里 中村 起士央氏がそれぞれ推薦されました。

◆陳情の付託について

今定例会では、三件の陳情書が各委員会に付託されました。

勝浦・宇久井両漁協より提出されていた漁業用軽油の軽油引取税免税措置に関する陳情について、付託されていた総務常任委員会より審査報告があり、報告のとおり採択され、さらに陳情に係る各大臣あての意見書案も可決されました。

また、病院移転に関する陳情書については、新病院建設調査特別委員会に付託され、継続審査となりました。

◆陳情の取下げ

厚生常任委員会に付託されていた

下里保育所新築に関する陳情は、陳情者より取下げの申し出があり、許可されました。

◆議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

災害の復興財源及び津波避難路の整備費用とするため、現任期中は議会議員の期末手当を支給しないとする条例改正案が、四名の議員により提出されました。

この議案について、審議中に特別委員会を設置して慎重審議をして欲しい旨の動議が出され、採決の結果、賛成多数で委員会を設置することが決定しました。

正副委員長を選任した後、継続審査となりました。特別委員会の名称・委員数・委員名は次のとおりです。(敬称略)

議員報酬等に関する調査特別委員会(七人) ◎…委員長 ○…副委員長

◎湊谷 幸三 ○下崎 弘通
荒尾 典男 田中 幸子
田中 植 山縣 弘明
中岩 和子

福祉課児童係からのお知らせ

○子ども手当制度の内容変更について

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、10 月から子ども手当制度の内容が変更となりました。

・支給月額

3 歳未満 15,000 円

3 歳以上小学校修了前（第 1、2 子）10,000 円

3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降）15,000 円

中学生 10,000 円

・支給要件

子どもの国内居住要件を設ける（留学中を除く）、児童養護施設等に入所中の子どもに関しては施設に支給、監護・生計同一を満たす者が複数いる場合、子どもと同居している者を優先（単身赴任を除く）

・申請について

9 月末時点で子ども手当を受給していた方は、申請書の提出が必要です。申請に必要な書類は 11 月上旬頃に送付させていただきます。

経過措置として平成 24 年 3 月末までに提出があれば 10 月に遡り受給できますが、10 月以降の出生や転入に伴う申請については、経過措置の適用はなく申請の翌月からの支給となります。

○児童扶養手当を受給されている方々へ

児童扶養手当の受給者で、被災により住宅・家財等に損害を受けた方は、所得制限を解除される場合があります。

○合同保育の実施について

台風 12 号による災害により井関保育所での保育ができないため、現在勝浦認定こども園にて合同保育を実施しています。

○献血にご協力お願いします

日時 11 月 18 日（金）

9:30 ～ 12:00 まで A コープなち店

13:30 ～ 15:30 まで ショッピングパークオークワ

上記の日程で献血を行います。皆様の暖かいご支援とご協力をよろしくお願いします。

子ども手当、児童扶養手当、保育所等に関するお問い合わせは、
役場福祉課 児童係まで

（電話）52 - 2946

年金受給者の皆様へ

「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう

住民課保険年金係

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません）

課税対象となる受給者の方には、毎年 11 月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12 月 1 日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

※平成 24 年分「扶養親族等申告書」が送付される方

・65 歳未満 年金額が 108 万円以上

・65 歳以上 年金額が 158 万円以上

健康関連行事カレンダー

11 月

7 月	ベビーマッサージ教室 13:30 開始 成人健康相談 13:30 ～ 14:00	町民センター 浦神東青年クラブ
9 水	成人健康相談 9:30 ～ 10:00 10:30 ～ 10:45	役場太田出張所 西中野川清雲寺
14 月	ふれあい教室 14:00 ～	高津気区民会館
21 月	乳幼児健康相談 13:30 ～ 14:00（受付）	町民センター
22 火	成人健康相談 13:30 ～ 14:00	小匠クラブ

12 月

5 月	ベビーマッサージ教室 13:30 開始 成人健康相談 13:30 ～ 14:00	町民センター 浦神東青年クラブ
9 金	成人健康相談 9:30 ～ 10:30	浦神西青年クラブ
12 月	ふれあい教室 14:00 ～	高津気区民会館
19 月	乳幼児健康相談 13:30 ～ 14:00（受付）	町民センター
27 火	成人健康相談 13:30 ～ 14:00	小匠クラブ

平成 23 年台風 12 号災害復旧対策資金のご案内

平成 23 年 9 月の台風 12 号によって、事業所その他の主要な事業用資産に直接の被害を受けた方及び公共交通網の寸断などによる観光客の減少など間接の被害を受けている方を対象とした新たな県融資制度を創設し、被災中小企業の皆さんの事業再建及び資金繰りを支援します。

資 金 名：平成 23 年台風 12 号災害復旧対策資金

融 資 対 象：次のいずれかに該当する中小企業者

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条の措置適用の指定を受けた市町村（※）において、事業所その他の主要な事業資産が直接の被害を受けた方
※ 2 市 3 町：田辺市、新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町
2. 災害救助法の適用を受けた市町村（※）において、事業所その他の主要な事業資産が直接の被害を受けた方
3. 県内全域において、直接の被害を受けた方、または被災地域において、間接の被害を受けた方（※売上要件あり）

資 金 使 途：事業再建に必要な設備資金及び運転資金（直接の被害を受けた方）
設備資金及び運転資金（間接の被害を受けた方）

融 資 利 率：1 及び 2 年 1.0% 以内
3 年 1.2% 以内

信用保証料率：1 年 0.5%
2 及び 3 年 0.45% ～ 年 1.30%

融 資 限 度 額：8,000 万円

融 資 期 間：10 年以内（うち据置 2 年以内）

取 扱 期 間：1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 12 条の措置の適用期間。平成 23 年 10 月 7 日から平成 24 年 3 月 25 日まで。
2 及び 3 平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

そ の 他 要 件：直接の被害を受けた方は、市町村長発行の罹災証明書が必要です。
（住家の罹災証明書とは様式が違いますので、窓口で融資に添付する旨お伝えください。）
間接の被害を受けた方は、市町村長発行の認定書が必要です。

○融資については金融機関の融資審査が、また保証については信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合もありますのでご了承願います。

【お問い合わせ先】 役場観光産業課 （電話）52－0555（内線 152）

台風 12 号の被害に係る労働保険料等の納付の猶予について

1. 労働保険料等の納付の猶予

台風 12 号による被害により、労働保険料等の納付者が、その財産に相当な損害を受けた時は、その後に納付期限が到来し、納付期限内に納付することが困難と認められる保険料について、申請に基づきその納付の全部又は一部を 1 年以内の期間で猶予できる場合があります。

2. ご相談先

上記 1 の納付の猶予については、和歌山労働局総務部労働保険徴収室までご相談下さい。

【お問い合わせ先】 和歌山県労働局総務部労働保険徴収室 （電話）073－488－1102

水道料金等のコンビニ納付について

水道課

那智勝浦町では、水道料金・汚水処理料金・下水道料金についてこれまでの金融機関や郵便局のほかに新たにコンビニエンスストアを加え、休日や夜間でも時間を気にすることなく納付できるようになりましたので是非ご利用ください。

○コンビニ納付開始時期

平成 23 年 11 月より発行する水道料金等の納付書から利用できます。

□納付ができるコンビニは、納付書の裏面に記載しています。

□次の場合はコンビニで納付できません。

- ・平成 23 年 10 月以前に発行している納付書
- ・バーコードの印字がない納付書や破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- ・金額、氏名その他記載事項を訂正若しくは改ざんされたもの又は不明瞭なもの
- ・1 枚の納付書の額が 30 万円を超えるもの
- ・納入期限より一定期間が経過したもの

【お問い合わせ先】

役場水道課（水道事業所）

（電話）52－9495

平成 24 年「成人式」のご案内

教育委員会生涯学習課

《実施日》

平成 24 年 1 月 3 日（火） 13 時～14 時

※受付は 12 時 30 分～13 時 00 分まで

《実施場所》

那智勝浦町体育文化会館

《新成人該当者》

※平成 3 年 4 月 2 日～平成 4 年 4 月 1 日の間に生まれた方で町内に住所を有する方。

※上記期間の出生者で親が町内に住所を有し、該当者が町外に就職及び就学している方も対象とします。

《通知及び申込み方法》

※住民登録該当者及び平成 18 年度町内中学校及び近畿大学付属新宮中学校卒業生（平成 19 年 3 月卒業）については往復ハガキで直接通知させていただきます。

※住所を有しない方で参加を希望される方は、ハガキへ該当者の住所・氏名・生年月日・電話番号を記入の上、那智勝浦町教育委員会生涯学習課までお申込み下さい。

《申込み締め切り》

平成 23 年 11 月 18 日（金）必着

○行事予定

記念式典・記念撮影等

【お申込み・お問い合わせ先】

〒649－5338

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河 75 番地

那智勝浦町教育委員会 生涯学習課

（電話）0735－52－4686

【社会保険料（国民年金保険料）控除証明書】
が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

住民課保険年金係

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに納付した保険料が該当します。）

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成 23 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年 10 月下旬から 11 月上旬に日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

なお、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納付された方については、来年の 1 月下旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

おしらせ



INFORMATION

役 場 (電話) 52 - 0555
教育委員会 (電話) 52 - 4686

「第47回那智勝浦町展」中止のお知らせ

教育委員会事務局

11月26(土)、27日(日)に開催を予定しておりました「第47回那智勝浦町展」は、先の台風12号の災害による被害状況と、諸般の事情を考慮し、中止とさせていただきます。

何卒、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
教育委員会事務局
(電話) 52 - 4686

町税・保険料の減免について

税務課課税係

台風12号の災害により家屋等に被害を受けられた方には、その被害の状況に応じて町税・保険料が減免される場合があります。減免される町税・保険料は、次のとおりです。

- ・個人町県民税
- ・固定資産税
- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料

減免を受けるには申請が必要です。「り災証明書」に同封しております減免申請書や税務課から後日郵送します減免申請書又は税務課窓口へ備え付けの減免申請書に必要事項をご記入のうえ、郵送又は窓口へ提出していただきますようお願いいたします。

詳しくは役場税務課課税係にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
役場税務課 課税係
(電話) 52 - 1094

後期高齢者医療健康診査のご案内

和歌山県後期高齢者医療広域連合

《期 間》

受診券受理の翌月

～平成24年2月29日まで

《場 所》

健診実施医療機関受診券と一緒に送付)

《対 象 者》

75歳以上の方(65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられる方を含む)

《費 用》

600円

《申込み方法》

対象者に送付した往復はがきの申込書を送付又は、電話申込み(平成24年1月20日まで受付)

《申 込 先》

和歌山県後期高齢者医療広域連合

【お問い合わせ先】
和歌山県後期高齢者医療広域連合
(電話) 073 - 428 - 6688

那智勝浦町に温かい支援の手を差し伸べていただいたすべての方々に感謝

今回の台風12号災害により、那智勝浦町では経験したことのない大きな被害を受けました。現在は、復旧、復興作業に全力を挙げて取り組んでいるところからです。

そのような状況の中、全国から那智勝浦町に温かい支援の手を差し伸べていただいています。

まずは、自衛隊、警察職員等の方々。自衛隊、警察職員の方々は、災害直後から人命救助、災害復旧等にご尽力いただきました。自衛隊の皆様には、断水地区の給水活動にもご尽力いただきました。自衛隊、警察の皆様がいなければ現時点でここまでの復旧は到底見込めなかったと思います。

また、国や県、自治体の皆様にも多種多様にわたってご支援、ご協力をいただきました。災害対策本部の運営サポート、被災状況の調査、給水活動、ゴミの運搬等々に多大なるご協力をいただきました。

次にボランティアの皆様方。

那智勝浦町災害ボランティアセンターでは、町内外から多くの方々にご参加いただいています。10月15日現在で延べ7,705名の方に被災された方々の家屋の片付け等のボランティア活動に汗を流していただいています。

支援物資も全国各地から届いています。水、食糧品、生活用品、衣類等様々な支援物資を企業、個人を問わず多くの皆様方にご提供いただいています。いただいた物資は、地区の区長さん等と相談しながら被災された皆様へ提供させていただきます。

以上のように、ご紹介しきれないほど多くの全国各地の企業、個人の皆様方に、様々な形で温かい支援の手を差し伸べていただいています。皆様方に心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。感謝、感謝です。

我々は、皆様からいただいた温かい支援の心を忘れず、今後1日も早い復興に向け努力を続けていきます。

温かい支援の手を差し伸べていただいた方々

前頁でも述べましたが、今回の災害に全国の皆様から様々な支援の手を差し伸べていただきました。全てをご紹介することはできませんがほんの少しだけ紹介します。



01、02 9月4日の震災直後からご活躍いただいた自衛隊の皆さん。9月28日まで復旧作業にご尽力いただきました。03～06 町内外から多くの方々にボランティアでご協力いただきました。中には小学生の姿も。07、08 全国の皆様から多くの励ましのお言葉もいただきました。

住民登録人口と世帯数

人 口	17,335	(- 49)
男	8,038	(- 26)
女	9,297	(- 23)
世帯数	8,378	(- 29)

平成 23 年 10 月 1 日現在 () は前月比

役場職員等行政職員をかたる 振り込め詐欺にご注意ください!!

那智勝浦町や新宮市で役場の職員や社会保険事務局の職員をかたる振り込め詐欺が発生しています。県内でも 10 月に入り、同様の詐欺が多発しています。

役場等では、A T M 機を使った還付は絶対ありませんので、お金の振り込みを求められたら、家族や役場又はお近くの警察署にご相談ください。